

令和2年第13回

北広島市教育委員会会議録

日時：令和2年10月7日（水）

15時00分～15時45分

場所：市役所3階会議室

○目 次

開会宣言	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
日程第1	会議録署名委員の指名・・・・・・・・	1
日程第2	教育長報告・・・・・・・・	1～2
日程第3	報告第1号 教育長の臨時代理に係る報告について・・・・・・・・	2～4
	議案第1号 北広島市教育委員会会議規則等の一部を改正する規則について・・・・・・・・	2～4
	議案第2号 北広島市教職員住宅委員会規程等の一部を改正する訓令について・・・・・・・・	2～4
	議案第3号 北広島市学校関係者評価委員会開催要綱の一部を改正する要綱について・・・・・・・・	2～4
	議案第4号 北広島市いじめ等問題対策委員会委員の委嘱について【非公開】・・・・・・・・	4～5
	議案第5号 北広島市青少年健全育成推進委員会委員の委嘱について【非公開】・・・・・・・・	5
	議案第6号 北広島市立小学校及び中学校通学区域審議会委員の委嘱について【非公開】・・・・・・・・	5～6
	議案第7号 令和2年度北広島市スポーツ賞等受賞者について・・・・	6～7
	議案第8号 令和2年度北広島市文化賞等受賞者について・・・・	8～9
日程第4	そ の 他 (1)北広島市スポーツ施設個別施設計画について・・・・	9～11
	(2)次回の教育委員会の日程について・・・・・・・・	11
閉会宣言	・・・・・・・・・・・・・・・・	11

出席者	教育長	吉田孝志	説明員	教育部長	千葉直樹
	教育委員 (教育長職務代理者)	大山秀之		教育部理事	津谷昌樹
	教育委員	石上浩子		教育総務課長	下野直章
	教育委員	高山隆二		学校教育課長	河合一
欠席者	教育委員	成田郁久美	記録員	小中一貫・教育施策推進課長	富田英禎
	傍聴人	1人		社会教育課長	吉田智樹
				文化課長	笹森和宏
				エコミュージアムセンター長	丸毛直樹
				学校給食センター長兼参事	岡謙一
				社会教育課主査	山田孝博
				教育総務課主任	田中加奈

開会 15時00分

(議 事 の 経 過)

開会宣言

吉田教育長 ただいまから、令和2年第13回教育委員会会議を開会いたします。議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

本日は1名の傍聴希望がございましたので、非公開案件を除き、傍聴を許可いたします。

議事に入ります前に申し上げます。

北広島市教育委員会傍聴人規則第4条の定めのとおり、傍聴人の方は、私語・談話・拍手、議事に批評を加え、又は賛否を表明するなど会議の妨害となるような挙動をした場合は、退場命令の対象となりますので、ご注意ください。

日程第1 会議録署名委員の指名について

吉田教育長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。本日の会議録署名委員として、大山委員を指名いたします。

日程第2 教育長報告

吉田教育長 日程第2、教育長報告に入らせていただきます。

吉田教育長 今回は、教育長報告として3点、報告させていただきます。

まず始めに、寄附についてであります。9月24日(木)に北広島市建設業協会様(会長 木村 裕 様)から、子ども達の育成のため学校図書購入費として活用してほしいとの申出があり、10万6千円の寄附をいただいたところであります。

また、9月28日(月)に、佐々木・広谷建設株式会社様(代表取締役 佐々木 道志 様)から、北広島市図書館資料の購入費として活用してほしいとの申出があり、300万円の寄附をいただいたところであります。

寄附金につきましては、令和2年第4回市議会定例会において、それぞれ図書購入費寄附金として補正予算案を提案する予定としております。

次に、社会貢献についてであります。岩田地崎建設株式会社様(代表取締役社長 岩田 圭剛 様)から、児童生徒の安心・安全のため学校施設整備について社会貢献したいとの申出があり、西部小学校外5校の敷地草刈りを行っていただき、9月30日(水)に、上野市長から感謝状の贈呈を行ったところであります。

次に、新型コロナウイルス感染拡大防止による事業の中止及び代替事業等についてであります。9月12日(土)に総合体育館ゴロッキーコースにおいて、市教育委員会・ゴロッキー協会主催による「きたひろしまゴロッキー選抜選手権大会」を開催し、40名の参加があったところであります。

次に、9月22日(火・祝)に開催予定でありました、北広島市スポーツ推進委員との共催による「第38回30キロ歩ける会」につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催を中止し、代替事業といたしまして、市内の指定されたコースを自由に歩く「気ままに歩こう北広島」を10月1日(木)から10月31日(土)までの期間で実施しているところであります。

また、市民の皆さんがランニングやウォーキングに気軽に取り組めるよう、スマートフォンアプリを活用したイベント、「オクトーバー・ラン&ウォーク」(10月1日(木)から10月31日(土)まで)に参加しているところであります。

最後に、11月28日(土)に開催予定でありました「第33回いちにのジャンプ大会」及び、令和3年2月13日(土)に開催予定でありました「第28回インドア子ども相撲大会」については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、開催中止としたところであります。

吉田教育長 以上、教育長報告として3点、報告させていただきました。皆さんからご質問等ございますか。

(「なし」の声あり)

吉田教育長 それでは、教育長報告につきましては、承認とさせていただきます。

日程第3	報告第1号	教育長の臨時代理に係る報告について
	議案第1号	北広島市教育委員会会議規則等の一部を改正する規則について
	議案第2号	北広島市教職員住宅委員会規程等の一部を改正する訓令について
	議案第3号	北広島市学校関係者評価委員会開催要綱の一部を改正する要綱について

吉田教育長 続きまして、日程第3、議事に入ります。報告第1号、教育長の臨時代理に係る報告について、議案第1号、北広島市教育委員会会議規則等の一部を改正する規則について、議案第2号、北広島市教職員住宅委員会規程等の一部を改正する訓令について、及び議案第3号、北広島市学校関係者評価委員会開催要綱の一部を改正する要綱につきましては、いずれも附属機関等における書面会議に関する内容でありますので、一括して事務局から説明をお願いいたします。

下野教育総務課長 報告第1号、教育長の臨時代理に係る報告について、議案第1号、北広島市教育委員会会議規則等の一部を改正する規則について、議案第2号、北広島市教職員住宅委員会規程等の一部を改正する訓令について、及び議案第3号、北広島市学校関係者評価委員会開催要綱の一

部を改正する要綱につきまして、一括してご説明をさせていただきます。

このたびの改正は、新型コロナウイルス感染症の状況等に鑑み、附属機関等の会議について、開催が困難な状況が生じた場合には、書面により会議を開催することができる特例を設けるため、条例、規則、訓令、要綱をそれぞれ改正するものであります。

はじめに、報告第1号につきましては、市長部局の所管の附属機関に関する条例とあわせて教育委員会所管の附属機関に関する条例を改正するため、第3回定例会に別紙のとおり提案することについて、市長から意見を求められたことについて、北広島市教育委員会事務委任等規則第3条の規定により、教育長が臨時代理しましたので、同規則第4条第2号の規定に基づき教育委員会に報告するものであります。

改正する条例につきましては、議案書3ページから11ページのとおり、北広島市教育施策審議会設置条例、北広島市特別天然記念物野幌原始林調査委員会設置条例、北広島市立小学校及び中学校通学区域審議会条例、北広島市教育支援委員会設置条例、北広島市いじめ等問題対策委員会設置条例、北広島市青少年健全育成推進委員会設置条例、北広島市立学校結核対策委員会設置条例、北広島市芸術文化振興審議会設置条例、北広島市図書館条例、北広島市スポーツ推進審議会に関する条例、北広島市旧島松駅通所整備基本計画検討委員会設置条例の11条例の一部を改正するものであり、10月1日付けで公布・施行されているものであります。

次に、議案第1号、北広島市教育委員会会議規則等の一部を改正する規則につきましては、議案書12ページから16ページのとおり、北広島市教育委員会会議規則、北広島市奨学金支給条例施行規則、北広島市学校運営協議会に関する規則、北広島市立小学校及び中学校における学校運営協議会に関する規則の一部を改正する規則、北広島市学校給食センター等設置条例施行規則、北広島市文化財保護条例施行規則の6規則の一部を改正するものであり、施行期日は公布の日からとして、このあと議決いただけましたら本日付けで公布するものであります。

次に、議案第2号、北広島市教職員住宅委員会規程等の一部を改正する訓令につきましては、議案書17ページから19ページのとおり、北広島市教職員住宅委員会規程、北広島市学校評議員運営規程、北広島市余裕教室活用計画検討委員会設置規程の3規程の一部を改正するものであり、このあと議決いただけましたら本日付けで施行するものであります。

次に、議案第3号、北広島市学校関係者評価委員会開催要綱の一部を改正する要綱についてであります。議案書20ページから21ページのとおり、改正するものであり、このあと議決いただけましたら本日付けで施行するものであります。

なお、テレビ会議等のオンライン方式での会議開催につきましては、映像と音声の送受信により通常の会場に集まって行う会議と同様に、相手の状態を確認しながら相互のやり取りが可能であることから、市全体として、オンライン方式の参加を会議への「出席」として取り扱うものとして、特段条例等の改正を要しないものとしていただいております。

以上が教育長の臨時代理の報告及び提案の内容であります。

吉田教育長 ただいまの報告第1号、教育長の臨時代理に係る報告について、議案第1号、北広島市教育委員会会議規則等の一部を改正する規則について、議案第2号、北広島市教職員住宅委員会

規程等の一部を改正する訓令について、及び議案第3号、北広島市学校関係者評価委員会開催要綱の一部を改正する要綱につきまして、ご質疑等ございますか。

(「なし」の声あり)

吉田教育長 それでは個別にお諮りいたします。報告第1号、教育長の臨時代理に係る報告につきまして、承認とすることよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

吉田教育長 報告第1号につきましては、承認とさせていただきます。

吉田教育長 次に、議案第1号、北広島市教育委員会会議規則等の一部を改正する規則につきましては、原案のとおり決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

吉田教育長 議案第1号につきましては、原案のとおり決することとします。

吉田教育長 次に、議案第2号、北広島市教職員住宅委員会規程等の一部を改正する訓令につきましては、原案のとおり決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

吉田教育長 議案第2号につきましては、原案のとおり決することとします。

吉田教育長 次に、議案第3号、北広島市学校関係者評価委員会開催要綱の一部を改正する要綱につきましては、原案のとおり決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

吉田教育長 議案第3号につきましては、原案のとおり決することとします。

議案第4号 北広島市いじめ等問題対策委員会委員の委嘱について【非公開】

【非公開案件の審議等の結果】

原案どおり可決した。(質疑等省略)

議案第5号 北広島市青少年健全育成推進委員会委員の委嘱について【非公開】

【非公開案件の審議等の結果】

原案どおり可決した。(質疑等省略)

議案第6号 北広島市立小学校及び中学校通学区域審議会委員の委嘱について【非公開】

【非公開案件の審議等の結果】

原案どおり可決した。(質疑等省略)

議案第7号 令和2年度北広島市スポーツ賞等受賞者について

吉田教育長 続きまして、議案第7号、令和2年度北広島市スポーツ賞等受賞者につきまして、説明をお願いいたします。

吉田社会教育課長 議案第7号、令和2年度北広島市スポーツ賞等受賞者についてであります。北広島市スポーツ賞等表彰規則第4条の規定に基づき、受賞者を決定したいので教育委員会の議決を求めるものであります。

候補者の選考につきましては、北広島市スポーツ推進審議会へ9月17日に諮問を行い、同日付けで受けた答申に基づき、受賞者を決定するものであります。

審議会からの答申内容は、議案書29ページ及び別冊資料1のとおりであります。

別冊資料の表紙をめくっていただきますと、1ページに各賞表彰候補者の状況を掲載しており、今年度は15件の答申をいただいております。

まず始めにスポーツ賞(個人)についてであります。2ページをご覧ください。

1番、佐藤 純一さんは、第32回全国健康福祉祭和歌山大会ねりんピック紀の国わかやま2019マラソン交流大会に出場し、10km70歳未満男子の部で優勝されたことにより、2番、濱野久玲愛さんは第33回北海道インドアジュニアテニストーナメントに出場し、女子18歳以下シングルスで優勝されたことにより、それぞれスポーツ賞受賞の基準に該当するものであります。

次にスポーツ奨励賞についてであります。3ページをご覧ください。

3番、羽田瑞季さんは令和2年度北海道高等学校中学校ゴルフ連盟チャンピオンシップ2020大会に出場し、高校生女子の部で準優勝されたことにより、スポーツ奨励賞受賞の基準に該当するものであります。

次にジュニアスポーツ賞奨励賞の個人についてであります。4ページをご覧ください。

4番、井利元瑛太さん、5番、藤山耕太郎さん、6番、五十嵐奨真さん、7番、岩間吉平さん、8番、五十嵐杏さんは第16回北海道小学生インドアソフトテニス選手権大会に出場し、井利元瑛太さんが4年生以下男子の部で準優勝、藤山耕太郎さんが4年生以下男子の部で第3位、五十嵐奨真さんと岩間吉平さんが5年生男子の部で第3位、五十嵐杏さんが5年生女子の部で準優勝されたことにより、ジュニアスポーツ賞奨励賞受賞の基準に該当するものであります。

続きまして、9番、渡場琉星さんですが、第34回全道選抜小中学生ソフトテニス静内大会に出場し第3位の成績を収められました。全道規模の大会で第3位であります。主催が新ひだか町ソフトテニス協会であることから、表彰規則の第2条別表第2の備考2にある北海道又は道スポーツ協会加盟団体等が主催又は共催する大会に該当しないため、今回は受賞対象外になります。

続きまして、10番、島崎翔介さんは第30回川崎静一郎記念陸上競技大会兼第27回北海道陸上競技フェスティバルに出場し、小学生5・6年生男子4×100mリレーで準優勝されたことに

より、11番、宮北啓史さん、12番、山本憐さんは令和元年度北海道中学校体育大会第47回北海道中学校柔道大会に出場し、宮北啓史さんは個人戦男子73kg級で第3位、山本憐さんは個人戦男子90kg級で第3位の成績を収められたことにより、それぞれジュニアスポーツ奨励賞受賞の基準に該当するものであります。

次にジュニアスポーツ奨励賞の団体についてであります。7ページをご覧ください。

13番、北広島北の台ジュニアバレーボールクラブは第36回北海道小学生バレーボール選抜優勝大会に出場し、女子の部で準優勝されたことにより、14番、北広島柔道少年団は第42回北海道少年柔道優勝大会に出場し、中学生の部団体で第3位の成績を収められたことにより、15番、北広島市立西部中学校柔道部は第26回横井七之助旗争奪北海道中学校新人柔道団体優勝大会に出場し、男子団体戦で準優勝されたことにより、それぞれジュニアスポーツ奨励賞受賞の基準に該当するものであります。

最後にスポーツ功労賞についてであります。8ページをご覧ください。

16番、佐野忠司さんは北広島パークゴルフ協会の指導員及び役員を24年にわたり市のスポーツ発展に貢献した功績により、スポーツ功労賞受賞の基準に該当するものであります。

以上が提案の内容であります。

吉田教育長 ただいまの議案第7号、令和2年度北広島市スポーツ賞等受賞者につきまして、ご質疑等ございますか。

(「なし」の声あり)

吉田教育長 それではお諮りいたします。議案第7号、令和2年度北広島市スポーツ賞等受賞者につきまして、原案のとおり決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

吉田教育長 議案第7号につきましては、原案のとおり決することとします。

議案第8号 令和2年度北広島市文化賞等受賞者について

吉田教育長 続きまして、議案第8号、令和2年度北広島市文化賞等受賞者につきまして、説明をお願いいたします。

笹森文化課長 議案第8号、令和2年度北広島市文化賞等受賞者についてであります。北広島市文化賞等表彰規則第5条の規定に基づき、受賞者を決定したいので教育委員会の議決を求めます。

候補者の選考につきましては、北広島市芸術文化振興審議会へ9月24日に諮問を行い、同日付けで受けた答申に基づき、受賞者を決定するものであります。

答申内容は、議案書31ページ、及び別冊資料2のとおりであります。

別冊資料の表紙をめくっていただきますと、1ページに各賞表彰候補者の状況を掲載しており、今年度は合計で3件の答申をいただいております。

それでは、各賞候補者の概要については次ページ以降よりご説明いたします。

はじめに、文化賞であります、2ページをご覧ください。

竹林則子さんは、第34回日本和紙絵画展におきまして最高賞に次ぐ賞である外務大臣賞を受賞し、基準に該当するものであります。

次に、文化奨励賞であります、3ページをご覧ください。

蛸谷佳代子さんは、第61回北海道書道展におきまして特選を受賞し、基準に該当するものであります。

次に、文化貢献賞であります、4ページをご覧ください。

文化貢献賞につきましては、表彰基準として「地区以上の規模で文化の振興に貢献した者（活動年数15年以上の者に限る。）」としており、地区以上の規模で活動する文化団体等の役員として文化の振興に貢献された方を対象としているところですが、中村睦男さんにつきましては、文化団体等の役員としての活動年数が規定に満たなく、基準から外れるものであります。

次に、青少年文化奨励賞であります、5ページをご覧ください。

三浦奏愛さんは、東洋大学が主催した、第33回東洋大学「現代学生百人一首」高校生の部におきまして、3万7千首を超える作品から100選に入選し、基準に該当するものであります。

以上が提案の内容であります。

吉田教育長 ただいまの議案第8号、令和2年度北広島市文化賞等受賞者につきまして、ご質疑等ございますか。

大山委員 最後の現代学生百人一首とはどういうものか、お聞きしたいと思います。

笹森文化課長 東洋大学が主催する、全国の小学生から大学生までを対象に、短歌を募るコンクールであり、今年は3万7,000首の応募があったとのこと。その中から100首、小学生部門は別途10首が入選作品となるのですが、三浦さんの作品がその100首の中の1首として選ばれたものであります。

高山委員 文化貢献賞候補者の中村睦男さんに関して、既に亡くなられているということですが、亡くなられてから推薦があったのですか。

笹森文化課長 推薦時の状況ですが、表彰基準日を9月1日時点として8月に受付けているのですが、中村さんがお亡くなりになられたのは今年の4月でしたので、亡くなられてから第三者の方から推薦されたものです。基準日に亡くなられていること、また活動年数が基準に満たないという理由で審議会から選考外との答申をいただいたものです。

吉田教育長 そのほか何かございませんか。

(「なし」の声あり)

吉田教育長 それではお諮りいたします。議案第8号、令和2年度北広島市文化賞等受賞者につきまして、原案のとおり決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

吉田教育長 議案第8号につきましては、原案のとおり決することとします。

日程第4 その他

吉田教育長 日程第4、その他につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

津谷教育部理事 その他として、2点ございます。1点目として北広島市スポーツ施設個別施設計画について、2点目として次回の教育委員会の日程について、お諮りいたします。

まず始めに、吉田社会教育課長から、北広島市スポーツ施設個別施設計画についてご説明させていただきます。

吉田社会教育課長 北広島市スポーツ施設個別施設計画の策定についてであります。市における公共施設等総合管理計画の個別計画として、スポーツ施設を対象として個別施設計画の素案を作成いたしました。

策定に係る経過でございますが、本計画は、市の財政状況、人口減少等の状況を踏まえ、市全体の公共施設について、長期的な視点をもって更新・統廃合・長寿命化などを計画的に実施し財政負担の軽減・平準化と、効率的な施設の活用による必要な公共サービスの維持を目的として、平成28年6月に策定された、北広島市公共施設等総合管理計画の分野ごと計画という位置付けとなっております。

コミュニティ施設、公民館など、他の公共施設については、昨年度一括して個別計画を策定しているほか、学校施設についても昨年度教育委員会において策定をしております。

スポーツ施設につきましては、当初、他施設と同様、一括して策定する予定でしたが、スポーツ庁からの通知により別途策定することとなり、今年度末を目標として準備をしているものです。

素案につきましては別添のとおりであります。

策定スケジュールにつきましては、別紙の「個別施設計画策定スケジュールについて」をご覧ください。本計画につきましては、教育振興基本計画並びにスポーツ振興計画と並行作業を進めてまいります。

それでは、現段階における計画書についてご説明させていただきます。

計画の要旨につきましては、A3の個別施設計画各章の要旨のとおりであり、参考に、本個別施設計画を策定するに当たり参考にしているスポーツ庁のガイドライン及び市スポーツ振興計画案の参考部分についても記載しております。

本計画につきましては、市の公共施設等総合管理計画の考え方に基づき、教育委員会が所管する13のスポーツ施設について、現状把握と今後の見込みについて記載をしております。

それでは、計画書をお開きいただきたいと思います。

1ページから2ページ目をご覧ください。第1章は計画策定の背景と、計画の位置付けについて、計画期間、対象施設について記載をしております。

3ページ目から11ページにかけては「第2章 現状と課題について」の記載をいたします。3ページ目は人口の推移について記載し、4ページから9ページは、スポーツ施設の現状について施設の状況利用状況などを記載しております。

10～11ページの「3. スポーツ施設整備にあたっての課題」につきましては、「人口減少や人口構成の変化への対応」、「施設配置の適正化」、「利用者ニーズへの対応」、「老朽化への対応」、「防災機能の充実」、「プロスポーツチームのスポーツ施設との共存」、「平準化を踏まえた整備スケジュール」の7項目に整理し記載をしております。

12～13ページは、「第3章 スポーツ施設の現況評価について」記載いたします。

本章につきましては、市の公共施設等総合管理計画の策定に当たり市において実施した劣化状況調査の考え方及び評価内容を記載しております。

13ページの「3. 施設の維持管理について(将来更新費用)」につきましても、長期的なコストの考え方について市の公共施設等総合管理計画で示している考え方をもとに維持管理をしていくことを記載し、参考として、公共施設等総合管理計画で示されている将来の更新費用の推計結果を記載しております。

14ページから35ページは「第4章 個別施設に係る方針」として、劣化状況調査に基づいて検討をした施設ごとの方針を記載しています。

この方針の作成につきましては、市の公共施設等総合管理計画に係る他施設の個別施設計画の記載方法を準用しています

36ページの「第5章 計画の実現化方策」につきましては、先ほどの章と同様、公共施設等総合管理計画における計画の推進の取組に基づき進めていくものでありますことから、その旨を記載し、公共施設等総合管理計画における考え方を再掲しているものです。

最後に、今後の予定でございますが、スケジュールにもありますとおり、次回パブリックコメントを実施するため、次回の教育委員会会議に改めて原案を提出いたします。

パブリックコメントでいただいた意見について検討をしながら最終案を作成し、教育委員会会議にて決定し、最終的には、庁議にて決定をしていくものとなっております。

以上でスポーツ施設個別施設計画の策定についてのご報告とさせていただきます。

吉田教育長 ただいまの説明について、ご質疑等ございますか。

(「なし」の声あり)

吉田教育長 続いて、次回の教育委員会の日程について、説明をお願いいたします。

津谷教育部理事 次回の教育委員会の日程についてお諮りいたします。

次回第14回教育委員会会議についてであります。令和2年11月6日(金)、時間は15時00分から市役所4階会議室で開催させていただきたいと思っております。

議案としましては、市議会第4回定例会提出議案について等を予定しております。

以上であります。

吉田教育長 次回、第14回教育委員会会議は、11月6日(金)、時間は15時から市役所4階会議室で開催ということで皆さまよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

閉会宣言

吉田教育長 以上で第13回教育委員会会議に付議された議事は全て終了いたしましたので、これにて閉会いたします。本日はご苦労さまでした。

15時45分 閉会

以上、会議を記録し、正確を期するためにここに署名する。

教 育 長

署 名 委 員
